

令和4年度

第76回全国お茶まつり京都大会

開催要綱要領集

第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会

(事務局)	京都府農林水産部農産課内
〒602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
	TEL : 075-414-4945
	FAX : 075-414-4974
	E-Mail : nosan@pref.kyoto.lg.jp

目 次

《全国お茶まつり大会開催関係》

I	第76回全国お茶まつり京都大会 開催要綱	1
II	第76回全国お茶まつり京都大会 運営規程	3
	別表 第76回全国お茶まつり京都大会役員	4
III	第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会設置規程	5
	別表 第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会役員	6
IV	第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会事務局設置規程	7
	別表 第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会事務局	9

《全国茶品評会関係》

V	第76回全国茶品評会開催要領	1 1
	別表 第76回全国茶品評会出品要請点数	1 5
	別記様式1号 第76回全国茶品評会出品申込書(個表)	1 6
	別記様式2-1号 第76回全国茶品評会出品申込書(総括表)	1 7
	別記様式2-2号	1 8
	別記様式3号 第76回全国茶品評会出品茶内容票(茶箱貼付用)	1 9
	別記様式4号 第76回全国茶品評会見本茶票	2 0
	別記様式5-1号 第76回全国茶品評会茶確認結果について	2 1
	別記様式5-2号	2 2
	別記様式6号 封印紙(茶箱貼付用)	2 3
VI	第76回全国茶品評会審査要領	2 4
VII	第76回全国茶品評会褒賞規程	2 7
VIII	第76回全国茶品評会優勝旗授与及び保管要領	2 8

《入札販売関係》

IX	第76回全国茶品評会出品茶入札販売要領	2 9
	別記様式1号 入札参加申込書兼誓約書	3 2
	別記様式2号 第76回全国茶品評会出品茶入札販売会参加希望者の 推薦について	3 3

《全国茶生産青年の集い関係》

X	第39回全国茶生産青年の集い開催要領	3 4
X I	第39回全国茶生産青年の集い運営規程	3 6
X II	第39回全国茶生産青年茶審査技術競技会開催要領	3 8
X III	第39回全国茶生産青年茶審査技術競技会表彰要領	4 1
X IV	全国茶生産青年茶審査技術競技会段位認定規約	4 2

I 第76回全国お茶まつり京都大会 開催要綱

1 趣 旨

全国お茶まつりは、全国茶業関係者の総力を結集し、各種事業を展開することにより、茶の生産技術の改善と消費の拡大を図り、もって我が国の茶業の発展に資するものとする。

2 大会名称

第76回全国お茶まつり京都大会

3 主 催

宇治市、(公社)日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、関西茶業協議会、
(公社)京都府茶業会議所、京都府茶生産協議会、京都府茶協同組合、
京都府農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会京都府本部、
(一社)京都山城地域振興社、京都府茶業連合青年団、京都府

4 後 援

農林水産省、全国茶商工業協同組合連合会、日本茶インストラクター協会京都府支部、
(公社)京都府観光連盟、京都新聞、朝日新聞京都総局、毎日新聞京都総局、読売新聞京都総局、
(株)産経新聞京都総局、NHK京都放送局、KBS京都、MBSテレビ、朝日放送テレビ、
関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)

5 協 賛

京都府内茶産地市町村(京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、城陽市、八幡市、京田辺市、
京丹後市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、和束町、南山城村、京丹波町)、
京都府内茶産地農業協同組合(京都市農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都やまし
ろ農業協同組合、京都農業協同組合、京都丹の国農業協同組合)、
京都府信用農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会京都府本部

6 開催地

京都府宇治市

7 事 業

- (1) 第76回全国茶品評会出品茶審査会
- (2) 第76回全国茶品評会出品茶入札販売会
- (3) 第76回全国茶品評会褒賞授与式
- (4) 第39回全国茶生産青年の集い
- (5) 第76回全国お茶まつり消費拡大イベント
- (6) その他目標達成に必要な事業

8 主要行事と日程

行 事 内 容	日 程	会 場
1 全国お茶まつり		
(1) 式典・褒賞授与式	令和4年11月19日(土)	宇治市文化センター (宇治市)
(2) 展示会 茶業関連機械・資材展示 品評会出品茶展示	令和4年11月19日(土)	同上
(3) 茶消費拡大イベント	令和4年11月19日(土) ～20日(日)	宇治市内
2 全国茶品評会		
(1) 出品茶審査会	令和4年 8月23日(火) ～26日(金)	宇治茶会館(宇治市)
(2) 擬賞会議	令和4年 8月26日(金)	同上
(3) 出品茶入札販売会	令和4年 9月13日(火) (予備日) 9月14日(水)	JA全農京都 宇治茶流通 センター (城陽市)
3 全国茶生産青年の集い		
(1) 茶審査技術競技会	令和4年11月18日(金)	宇治茶会館(宇治市)
(2) 茶業青年の夕べ		都ホテル京都八条 (京都市)

Ⅱ 第76回全国お茶まつり京都大会 運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、第76回全国お茶まつり京都大会（以下「全国お茶まつり」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 全国お茶まつりは、宇治市、（公社）日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、関西茶業協議会、（公社）京都府茶業会議所、京都府茶生産協議会、京都府茶協同組合、京都府農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会京都府本部、（一社）京都山城地域振興社、京都府茶業連合青年団、京都府が共催し、京都府内において開催する。

(役 員)

第3条 全国お茶まつりに次の役員をおく。

大会長 1名

副会長 5名

2 大会長は、京都府知事をもって充てる。

3 副会長は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(役員 の 職務)

第4条 大会長は、全国お茶まつりを総括する。

2 副会長は大会長を補佐し、大会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

(実行委員会 の 設置)

第5条 全国お茶まつりの円滑な事業推進のため、第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

2 実行委員会の運営については、別に定める。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は大会長が別に定める。

附則 この規程は、令和3年8月20日から施行する。

別表

第76回全国お茶まつり京都大会役員

役職名	所属職名	氏名
大会長	京都府知事	西脇 隆俊
副会長	宇治市長	松村 淳子
	公益社団法人 日本茶業中央会会長	上川 陽子
	全国茶生産団体連合会会長	吉田 利一
	関西茶業協議会会長	堀井 長太郎
	京都府農業協同組合中央会会長理事	中川 泰宏

Ⅲ 第76回全国お茶まつり京都大会 実行委員会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、第76回全国お茶まつり京都大会運営規程第5条に基づき、第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 実行委員会は、第76回全国お茶まつり京都大会を共催する者の中から構成する。

(所管事務)

第3条 実行委員会は、全国お茶まつり開催に関する次の事項について協議し、議決又は承認する。

- (1) 全国お茶まつりの運営組織の設立に関すること。
- (2) 全国お茶まつりの事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 全国お茶まつりの事業実績及び収支決算に関すること。
- (4) その他全国お茶まつりに関すること。

(役 員)

第4条 実行委員会に次の役員をおく。

- | | |
|------|-----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 4名 |
| 委員 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |
- 2 委員長は、（公社）京都府茶業会議所会頭をもって充てる。
 - 3 副委員長、委員及び監事は別表に定める職にある者をもって充てる。
 - 4 委員長は、会務を総括する。
 - 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する。
 - 6 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会 議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 実行委員会に事務局をおく。

- 2 事務局長、事務局次長及び事務局員は、別に定める。
- 3 事務局員は、事務局長の命により事務を処理する。
- 4 事務局設置規程は、別に定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この規程は令和3年8月20日から施行する。

別表

第76回全国お茶まつり京都大会 実行委員会役員

役職名	所属職名	氏名
委員長	公益社団法人 京都府茶業会議所会頭	堀井 長太郎
副委員長	京都府茶生産協議会会長	吉田 利一
	京都府農業協同組合中央会代表理事専務	牧 克昌
	全国農業協同組合連合会京都府本部長	宅間 敏廣
	京都府農林水産部長	水口 裕一郎
委員	京都府茶業連合青年団団長	川邊 佳秀
	一般社団法人 京都山城地域振興社 (お茶の京都 DMO) 総合企画局長	栗山 晃司
	京都府山城広域振興局農林商工部長	西村 嘉高
監事	京都府茶協同組合理事長	森下 康弘
	宇治市産業観光部長	脇坂 英昭

IV 第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会事務局設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会設置規程第6条に基づき、第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 事務局は、第76回全国お茶まつり京都大会を共催する者の中から構成する。

(役員及び組織)

第3条 事務局に次の役員をおく。

- 事務局長 1名
- 事務局次長 1名
- 2 事務局長は、会務を総括する。
- 3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある時は次長がその職務を代行する。
- 4 事務局に次の部をおく。
 - 総務部
 - 審査部
 - 入札販売部
 - 式典部
 - イベント・広報部
- 5 各部に、部長、副部長及び事務局員をおく。
- 6 事務局の構成及び各主任機関は、別に定める。
- 7 各部の業務は、部長の指示するところにより推進する。
- 8 事務局員は、所属する部の業務を推進するほか、必要に応じて他部の業務に協力する。

(所管事務)

第4条 事務局各部の所管事務は、次のとおりとする。

- 1 総務部
 - (1) 全国お茶まつりの事業計画の企画、立案に関する事
 - (2) 収支予算及び決算、金銭出納に関する事。
 - (3) 諸契約に関する事。
 - (4) 文書の収発に関する事。
 - (5) 物品の購入・保管に関する事。
 - (6) 事業の記録・広報に関する事。
 - (7) その他、他部に属さない事。
- 2 審査部
 - (1) 出品茶の見本茶収受・保管に関する事。
 - (2) 出品茶のサンプル採取に関する事。
 - (3) 出品茶の審査に関する事。
 - (4) 審査会場の設営及び管理に関する事。
 - (5) 審査成績の取りまとめに関する事。
 - (6) 擬賞会議に関する事。
 - (7) 文書の収発に関する事。
 - (8) 物品の購入・保管に関する事。

3 入札販売部

- (1) 入札販売会場の設営及び管理に関する事。
- (2) 入札業者の取りまとめに関する事。
- (3) 出品茶の入札及び販売に関する事。
- (4) 入札結果の取りまとめに関する事。
- (5) 落札代金に関する事。
- (6) 出品茶の発送に関する事。
- (7) 文書の収発に関する事。
- (8) 物品の購入・保管に関する事。

4 式典部

- (1) 褒賞及び授与式に関する事。
- (2) 式典会場の設営及び管理に関する事。
- (3) 文書の収発に関する事。
- (4) 全国茶生産青年の集いに関する事。
- (5) 大会の協賛に関する事。

5 イベント・広報部

- (1) 消費宣伝イベントの企画立案に関する事。
- (2) 出店者の取りまとめ、調整に関する事。
- (3) 会場の設営及び管理に関する事。
- (4) 出品茶展示に関する事。
- (5) 機械・資材展示に関する事。
- (6) イベント広報に関する事。

(会 議)

第5条 事務局の会議は、事務局長が招集する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則 この規程は令和3年8月20日から施行する。

別表 1

第 76 回全国お茶まつり京都大会実行委員会事務局

役職名	所属職名	氏名
事務局長	公益社団法人 京都府茶業会議所専務理事	北村 敏朗
次長	京都府農林水産部農産課長	椋平 智博
事務局員	公益社団法人 京都府茶業会議所参事 事務局長	原田 和也 戸塚 浩司
	京都府茶生産協議会参与	加藤 英幸
	京都府茶協同組合参与 事務局長	極山 映一 高木 啓暢
	宇治市産業観光部農林茶業課長	齊藤 政也
	京都府農業協同組合中央会農業対策部長	田井 義浩
	全国農業協同組合連合会京都府本部 副本部長兼農畜産部長 茶業市場課長	田川 弘美 豊田 博之
	一般社団法人 京都山城地域振興社 監理部長	青木 真也
	京都府山城広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課長	小森 聡
	京都府農林水産技術センター農林センター 茶業研究所長	神田 真帆
	京都府農林水産部農産課参事	瀬戸谷 隆治

別表 2

実行委員会事務局の各部主任機関

部	役職名	所属職名	氏名
総務部	部長	京都府農業協同組合中央会農業対策部長	田井 義浩
	副部長	公益社団法人 京都府茶業会議所参事	原田 和也
審査部	部長	京都府農林水産技術センター農林センター 茶業研究所長	神田 真帆
	副部長	京都府茶協同組合事務局長	高木 啓暢
入札 販売部	部長	全国農業協同組合連合会京都府本部 副本部長兼農畜産部長	田川 弘美
	副部長	全国農業協同組合連合会京都府本部 茶業市場課長	豊田 博之
式典部	部長	京都府農林水産部参事	瀬戸谷 隆治
	副部長	公益社団法人 京都府茶業会議所参事	原田 和也
イベント ・広報部	部長	京都府山城広域振興局農林商工部 農商工連携・推進課長	小森 聡
	副部長	公益社団法人 京都府茶業会議所事務局長	戸塚 浩司
	副部長	京都府茶協同組合参与	極山 映一

V 第76回全国茶品評会開催要領

1 趣 旨

日本茶業の将来を展望し、茶生産の近代化と我が国茶業経営の一層の発展を図ることを目的として、全国の都府県から選抜出品された茶(荒茶)を対象として、第76回全国茶品評会(以下「品評会」という。)を開催する。

2 名 称

第76回全国茶品評会

3 主 催

全国茶生産団体連合会、第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会

4 開催地

- ・宇治茶会館(京都府宇治市宇治折居25番地2 TEL:0774-23-7713)
- ・JA全農京都 宇治茶流通センター(京都府城陽市寺田塚本111-5 TEL:0774-52-0095)
- ・宇治市文化センター(京都府宇治市折居台1丁目1番地 TEL:0774-39-9333)

5 行事の会期及び場所

行 事	開 催 年 月 日	開 催 場 所
見 本 茶 搬 入	令和4年7月20日(水)～21日(木)	JA全農京都 宇治茶流通センター (城陽市)
審 査 会	令和4年8月23日(火)～26日(金)	宇治茶会館(宇治市)
入 札 販 売 会	令和4年9月13日(火) (予備日)9月14日(水)	JA全農京都 宇治茶流通センター (城陽市)
褒 賞 授 与 式	令和4年11月19日(土)	宇治市文化センター(宇治市)
出 品 茶 展 示	令和4年11月19日(土)	宇治市文化センター(宇治市)

6 告知日 令和4年6月24日(金)

7 出品者資格及び出品茶

- (1) 出品者の資格は、全国茶生産団体連合会に加盟する都府県にあって、茶栽培を行う荒茶生産農家及びその組織する団体でなければならない。
- (2) 品評会に出品できる茶は、令和4年度に生産された緑茶(荒茶。ただし、てん茶は仕立て茶)で、生産都府県の事前審査又は選抜を経たものとし、出品者資格を有する者が自ら生産したものでなければならない。
- (3) 品評会に出品できる茶は、都府県等が定める施肥・防除基準に沿って生産されたものでなければならない。
- (4) 生産履歴(書式は問わない。)を求められた場合、すみやかに提出するものとする。
- (5) (1)～(4)について条件を満たさない場合、受付しないものとする。

8 出品茶の種類、出品量目及び見本茶採取量

出品茶の種類、出品量目及び見本茶採取量は、次表の規定によるものとする。

(単位：kg)

区分	茶種		深蒸し 煎茶	かぶせ茶	玉露	てん茶	蒸し製 玉緑茶	釜炒り茶
	普通煎茶 10kg	普通煎茶 4kg						
出品(規定)量目	10	4	4	4	4	4	4	4
見本茶採取量	1.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

*見本茶は、出品規定量目の中から採取する。

9 出品茶の摘採条件

出品茶の摘採条件は特に定めない。

ただし、普通煎茶10kgは動力摘採機(いわゆる機械摘み)により摘採されたものでなければならない。

10 出品申込み及び出品点数等

(1) 出品申込み

出品申込みは、別記様式1号の申込書により各都府県又は茶業団体(以下「各都府県等」という。)で取りまとめ、各都府県等は別記様式2-1号の総括表を添付したものを郵送により、別記様式2-2号の内容を記録した電子データ(エクセルファイル)を電子メールにより、令和4年7月11日(月)までに第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会委員長(以下「実行委員会委員長」)に申し込むものとする。

<メールアドレス> nosan@pref.kyoto.lg.jp

(2) 出品点数

ア	普通煎茶(10kg)	109点
イ	普通煎茶(4kg)	115点
ウ	深蒸し煎茶	111点
エ	かぶせ茶	110点
オ	玉露	110点
カ	てん茶	110点
キ	蒸し製玉緑茶	110点
ク	釜炒り茶	110点

(3) 出品要請点数

ア 各都府県別の出品要請点数は、別に定める手続きに則し決定された別表1のとおりとする。

イ 出品都府県は出品点数を遵守する。

(4) 出品者の出品点数

出品者が各茶種部門に出品できる点数は、原則として同一経営者又は団体につき1点とする。ただし、生産者が少ない茶種はこの限りではない。

11 出品茶の搬入及び容器

- (1) 出品茶は、各都府県等の指定する場所へ指定した日時までに搬入する。
- (2) 出品茶の容器については、新品の防湿茶箱(木箱)又は防湿内袋を使用したダンボール箱とし、出品茶1点1容器とする。
- (3) 出品茶の容器には、茶種名、品種名及び出品者の住所氏名等を明記した別記様式3号の出品茶内容票を所定の位置に貼付ける。
- (4) 出品茶容器の中に防湿剤(脱酸素剤等)を入れた場合は、その旨と数量を記入する。
- (5) 出品茶の容器、包装、荷造り及び運搬に要する経費は、出品者の負担とする。

12 出品茶の保管

- (1) 出品茶の保管については、各都府県等が窒素充填や冷蔵庫保管等の最善の方法によって責任をもって行うものとする。
- (2) 出品茶の保管に要する経費は、各都府県等が負担するものとする。

13 出品茶の確認

各都府県等は、都府県ごとに保管された出品茶について、各都府県等の責任において確認及び検量するものとする。

14 見本茶の採取、搬入及び容器

- (1) 各都府県等は、出品茶から所定の見本茶量を1kg用アルミラミネート袋(てん茶は大きさを問わない)に出品茶1点につき1容器採取する。
- (2) 採取した見本茶は14の(1)に定める容器に入れ、茶種名、出品者住所、氏名等を記入した別記様式4号の見本茶票を貼り付ける。
- (3) 各都府県等は、見本茶を一括して取りまとめ、ダンボール箱に入れ、令和4年7月20日(水)～21日(木)に下記の指定場所へ搬入する(搬入日時に注意願います)。
なお、搬入受付時間は午前10時から午後3時までとする。

<搬入先>

指定場所 〒610-0121

京都府城陽市寺田塚本 111-5 JA 全農京都 宇治茶流通センター

TEL : 0774-52-0095 FAX : 0774-53-4496

- (4) 各都府県等は別記様式5-1号の出品茶確認結果と別記様式5-2号の内容を記録した電子データ(エクセルファイル)を、令和4年7月14日(木)までに電子メールにより実行委員会委員長あてに提出するものとする。

<メールアドレス> nosan@pref.kyoto.lg.jp

- (5) 各都府県等は、見本茶採取後に見本茶採取者が確認し、捺印した別記様式6号の封印紙を出品茶箱に2カ所(防湿茶箱の場合は蓋と本体にかけて2カ所、ダンボール箱の場合は上下各1カ所)貼り付ける。見本茶採取後の出品茶は「12 出品茶の保管」規定により保管し、入札販売に備える。
- (6) 見本茶の容器、包装、荷造り及び運搬に要する経費については、各都府県等の負担とする。

15 見本茶の保管

見本茶の保管については、第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会事務局(以下「事務局」という。)が最善の注意をもって保管する。

ただし、不可抗力による損害については、事務局はその責を負わない。

16 審査用茶の採取

(1) 搬入受付された見本茶は、事務局が1点ごとに点検確認し、その中から所定の量目を審査用として採取する。

(2) 審査用茶を採取した見本茶は事務局に帰属し、審査、入札用等に用いる。

17 審査

(1) 出品茶の審査は、別に定める「第76回全国茶品評会審査要領」により、令和4年8月23日(火)～26日(金)までの4日間実施する。

(2) 審査長、副審査長及び審査員は、全国茶生産団体連合会会長が委嘱又は依頼する。

18 展示

出品茶については、見本茶を用いて令和4年11月19日(土)に公開展示する。

19 褒賞

褒賞については、別に定める「第76回全国茶品評会褒賞規程」により行うものとする。

20 参考品

所定の規定量目に満たない出品茶があった場合には、参考品として審査の対象とする。ただし、褒賞の対象とはしない。

21 出品茶の取扱い

出品茶は、見本茶採取量を除き別に定める「第76回全国茶品評会出品茶入札販売要領」に基づき、すべて入札販売に付し、その代金は各都府県等を経由して出品者に支払うものとする。

22 個人情報の利用目的

出品に伴う個人情報は法令を遵守して取り扱うこととし、品評会行事の遂行に必要な範囲で出品者、入札者、業務提携先等への提供に利用し、審査・入札結果に伴うデータは審査成績書により公開する。

なお、この利用目的に同意できない場合の出品は受け付けない。

23 農林水産祭への参加

この品評会は第62回農林水産祭参加行事として申請する。

24 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会委員長が別に定める。

(別表1)

第76回全国茶品評会出品要請点数

都府県名	茶種 普通煎茶		深蒸し 煎茶	かぶせ 茶	玉露	てん茶	蒸し製 玉緑茶	釜炒り 茶	合計
	10kg	4kg							
茨城県		3	2						5
埼玉県		6	3		1	2			12
東京都		3							3
神奈川県	1	3							4
山梨県		3							3
静岡県	28	40	81	7	7	7		3	173
愛知県		4	2	9		16			31
三重県	3	4	4	25	26	4			66
滋賀県	1	3		3					7
京都府		3		38	27	57			125
兵庫県		3							3
奈良県		4		10	1	4			19
島根県	1	3				1			5
岡山県	1	3							4
福岡県	9	5		11	45	7			77
佐賀県							47	48	95
長崎県							34	2	36
熊本県		4					18	15	37
宮崎県	7	5					4	41	57
鹿児島県	58	16	19	7	3	12	7	1	123
合計	109	115	111	110	110	110	110	110	885

(別記 様式1号)

第76回全国茶品評会出品申込書(個表)

令和4年 月 日

第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会委員長 様

出品者	住所	(ふりがな) 〒		
	TEL			
代表者名及び 出品団体名又は 出品者氏名	(ふりがな)	区 分	団体	
			個人	

* 出品茶は、出品者自身が生産したものであること。

第76回全国茶品評会開催要領の規定に基づき、下記のとおり出品を申し込みます。

記

茶種名	品種名	出品茶量目 (正味重量)	生産履歴、施肥基準名及び施肥量						
		kg	(生産履歴の有無) 有 ・ 無						
			(施肥基準名)						
			(施肥量) (kg/10a)						
			<table border="1"><tr><td>窒素</td><td>リン酸</td><td>カリ</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	窒素	リン酸	カリ			
窒素	リン酸	カリ							
			(普通煎茶10kgの摘採方法)						
			乗用型 自走式 可搬型 刈刃						
			(出品容器の荷姿)						
			DB ・ 木箱						

記入上の注意

- ① 出品茶1点につき1枚提出してください。
- ② 電話は市外局番から記入してください。
- ③ 団体、個人のいずれかに○を付けてください。
- ④ 出品茶量目は正味重量とし、100g未満は切り捨てとしてください。
名簿等の一切の書類は、この申込書により整理されますので、楷書で正確に記入してください。
- ⑤ 生産履歴の有無について、いずれかに○を付けてください。記入のない場合は「無」とします。
- ⑥ 施肥量は出品茶園の窒素(N)、リン酸(P)、カリ(K)の10a当たり投入量を記入してください。
- ⑦ 普通煎茶10kgについては、使用摘採機名を必ず記入してください。
形式は乗用型、自走式、可搬型などの別を、また、使用した刈刃は往復動刃(バリカン)、円筒刃(シリンダー)型などの別を記入してください。
- ⑧ 用紙はこの様式をコピーして使用してください。

第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会委員長 様

各 都 府 県 名
職 位 長 名 印

第76回全国茶品評会出品申込書(総括表)

第76回全国茶品評会開催要領9, 10の(1)の規定に基づき、下記の茶種について出品申込書(個表)を添えて申し込みます。

また、茶販売代金振込先等についても併せて報告します。

記

1 茶種別申込点数

茶 種	出品申込点数
普通煎茶 10kg	
普通煎茶 4kg	
深蒸し煎茶	
かぶせ茶	

茶 種	出品申込点数
玉 露	
て ん 茶	
蒸し製玉緑茶	
釜炒り茶	
合 計	

2 見本茶の搬入方法 (※持ち込み・宅配等の別、搬入予定日、予定時間を記入)

搬入方法 (持ち込み・宅配便) 、 搬入日 (月 日 、 月 日)

予定時間 (:)

3 出品茶販売代金振込先

振込先	金融機関名	農協銀行			支店
	口座	1 普通 2 当座	口座番号		
受取人	口座名	(ふりがな)			
	住所	〒		TEL	
				FAX	

4 代金振込に係る責任者及び連絡先

責任者氏名 :

連絡先住所 :

T E L :

F A X :

第76回全国茶品評会出品茶内容票(茶箱貼付用)

都府県名		茶種名		原材料名		品種名	
出 品 者	住 所	(ふりがな)					
		〒					
出 品 者	団体名及び 代表者名 又は氏名	(ふりがな)					
出品茶量目(見本茶採取後)				確 認 者	⑤		
総 重 量 (茶箱+内袋+出品茶)	kg	防湿剤等の有無	有・無 個				
容 器 重 量 (茶箱+内袋)	kg	都府県出品No.					
正 味 重 量 (総重量-容器重量)	kg	* 入札番号					

記入上の注意

- ① この内容票は、出品茶箱のつまに貼付けて下さい。
- ② 文字は楷書でわかりやすく記入して下さい。
- ③ 出品茶量目は、見本茶採取後とし、正味重量は100g未満を切り捨てて記入して下さい。
- ④ 防湿剤等を入れた場合は、必ず個数を記入して下さい。
- ⑤ 用紙は、この様式をコピーして使用して下さい。
- ⑥ *印の入札番号欄は、落札茶発送の際に各都府県等で記入して下さい。

(別記 様式4号)

第76回全国茶品評会見本茶票

出品 茶種名		都府県	
		出品 番号	
住所及び 出品団体名 又は氏名			

記入上の注意

- ① この用紙は、見本茶の容器に剥がれないように貼付けて下さい。
- ② 楷書で正確に記入して下さい。
- ③ 見本容器にも、この様式と同じ内容をマジックインキで記入して下さい。

(別記 様式5-1号)

令和4年 月 日

第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会委員長 様

各 都 府 県 名
職 位 長 名 印

第76回全国茶品評会出品茶確認結果について

第76回全国茶品評会開催要領14の(4)の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

担当：

TEL：

FAX：

封印紙(茶箱貼付用)

印	
確 認 者	
<table border="1"><tr><td>第76回全国 お茶まつり 京都大会 実行委員会 委員長 印</td></tr></table>	第76回全国 お茶まつり 京都大会 実行委員会 委員長 印
第76回全国 お茶まつり 京都大会 実行委員会 委員長 印	
確 認 者	
印	

注意事項

- ① この用紙は、出品茶箱に2ヶ所(防湿茶箱の場合は、蓋と本体にかけて2ヶ所、DB(ダンボール)箱の場合は、上下各1ヶ所)貼り付けて下さい。
- ② この用紙は、シールに印刷して事務局から別途送付します。

VI 第76回全国茶品評会審査要領

- 1 第76回全国茶品評会出品茶(以下「出品茶」という。)の審査は、この要領により行うものとする。
- 2 全国茶生産団体連合会会長(以下「会長」という。)は、出品茶の審査を行うため審査長、副審査長及び審査員を委嘱又は依頼する。
なお、審査員の委嘱又は依頼にあたっては、原則として実務経験年数3年以上の者を対象とする。
- 3 出品茶の審査を行うため、審査長、副審査長及び審査員をもって審査会を構成する。
- 4 審査長は、審査を統括し、審査会を代表する。副審査長は、審査長を補佐する。
- 5 審査は、全国茶生産団体連合会が別に定めた「全国茶品評会基本要綱」の趣旨に基づき、各茶種の特質の良否及び内容等に重点を置き、実施する。
- 6 審査日程及び審査分担については、予め第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会委員長(以下「実行委員会委員長」という。)が審査長に諮って定める。
- 7 審査方法
 - (1) 出品資格
 - ア 出品者は都府県等で取りまとめるものとする。
 - イ 都府県等は、茶の生産等の将来を展望して出品者の経営規模、農業生産上の位置づけ等を明確にできるようにしておくこと。
 - (2) 審査項目等
 - ア 内質(香気、水色、滋味、から色(てん茶のみ))
 - イ 外観
 - (3) 審査基準
審査基準は別に定める。
 - (4) 採点基準等
下記のとおりとする。

単位：点

茶 種	内 質				外 観	合 計
	香 気	水 色	滋 味	から色		
普通煎茶(10kg)	75	30	75	—	20	200
普通煎茶(4kg)	75	30	75	—	20	200
深 蒸 し 煎 茶	70	30	80	—	20	200
か ぶ せ 茶	70	30	70	—	30	200
玉 露	65	30	65	—	40	200
て ん 茶	65	20	65	10	40	200
蒸し製玉緑茶	75	30	75	—	20	200
釜 炒 り 茶	75	30	75	—	20	200

(5) 審査方法等

ア 審査順序については、外観から始める。

イ 外観審査の同点枠を拡大する(ブロック化の方向)。

ウ 審査容器に付せんする審査番号については、予見を排除するため審査員に対し厳に秘するものとする。

なお、事務処理上等からのトラブルの可能性を排除するための措置を講ずる。

エ 同点内での順位付けはしない。また、次の内質審査に移行した場合、審査対象材はランダムに配列して審査する。

オ 審査番号は、第三者が決定し、番号により出品者が判明しないよう保管管理する。

(6) 審査器具等の統一

ア 水色・滋味の審査

(ア) ネットカップと茶碗のセット方式とする。

(イ) ネットカップの規格及び浸出時間等

茶 種	規格(メッシュ)	浸出時間
普 通 煎 茶	18メッシュ	5分
深 蒸 し 煎 茶	18メッシュ	4分
か ぶ せ 茶	18メッシュ	6分
玉 露	18メッシュ	6分
て ん 茶	18メッシュ	5分
蒸し製玉緑茶	18メッシュ	5分
釜 炒 り 茶	18メッシュ	5分

(ウ) 茶殻除去

すくい網のメッシュは#20及び#40とし、1回目の茶殻の除去は#20のすくい網を使用する。

イ 香気の審査

(ア) すくい網と茶碗のセット方式とする。

(イ) すくい網は移動しない。

ウ タイミングのとり方

計測器を使用する。

(7) 審査用の水の水質については、下記の項目について予め出品都府県等担当事務局に明示する。

pH、硬度(カルシウム、マグネシウム)

8 審査結果の優劣は、審査得点の合計により決定する。

なお、審査得点の合計が同点のときは、内質の得点の多いものを上位とする。

また、内質の得点と同点のときは、香気と滋味の合計が多いものを上位として、以下、滋味の得点の多いもの、香気得点の多いもの、水色の得点の多いものの順とする。

9 審査会においては、必要に応じて再審査を行うことができる。

10 審査長は、審査の結果を実行委員会委員長に報告する。

11 出品茶及び審査に係わる疑義が生じた場合は、審査会において審議決定する。

12 審査関係者は、審査結果が公表されるまで、その内容審査に関する事項について審査長の許可なく部外に公表してはならない。

13 出品者は、審査の決定に対して異議を申し立てることはできない。

14 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は別に定める。

Ⅶ 第76回全国茶品評会褒賞規程

1 擬賞会議

- (1) 第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会委員長(以下「実行委員会委員長」という。)は、褒賞の選考を行うため、擬賞会議を開催する。
- (2) 擬賞会議は、実行委員会委員長、全国茶生産団体連合会会長、審査長、副審査長及び審査員をもって構成する。
- (3) 実行委員会委員長は擬賞会議を主催し、審査長の審査結果の報告に基づき協議し、成績優秀な者を2の規定に従い褒賞の授与を決定する。

2 褒賞

賞の種類は、次のとおりとする。

(1) 大会長賞

茶種ごとに成績優秀なものに対し、次のとおり褒賞する。

一等賞 出品点数の原則5%以内(茶種別に交付される特別賞の点数とする)

二等賞 出品点数の10%以内

三等賞 出品点数の15%以内

ただし、上記算定にあたって端数が生じた場合には、四捨五入によって入賞点数を算定する。

また、一～三等のそれぞれの等賞のボーダーライン上において、同一順位のものがある場合は、審査会の合意により入賞枠を見直すことができる。

(2) 特別賞

茶種ごとに特に成績優秀な出品者に対しては、以下の特別賞の交付を申請する。

- ・ 農林水産大臣賞
- ・ 農林水産省農産局長賞
- ・ 公益社団法人日本茶業中央会会長賞
- ・ 全国茶生産団体連合会会長賞
- ・ 全国茶商工業協同組合連合会理事長賞

(3) 産地賞

ア 茶種ごとに成績優秀な市町村に対し褒賞する。

イ 産地賞は、茶種ごとに同一市町村から3点以上出品があり、審査成績の上位3点(ただし、(1)の褒賞資格のあるものに限る)の合計審査得点をもって決定し、最高得点を獲得した市町村に対し、別に定める「第76回全国茶品評会優勝旗授与及び保管要領」により優勝旗を授与する。

ウ 産地賞の対象は、令和4年6月24日(金)時点での市町村とする。ただし、令和4年6月24日(金)以降褒賞授与式までに合併した市町村にあっては、合併後の市町村に授与するものとする。

(4) 適用除外

ア 参考品については、褒賞の対象としない。

イ 入賞者であって、「第76回全国茶品評会開催要領」に違反して出品したことが判明した場合、又は、表彰後に違反が判明した場合、入賞を取り消す。

3 褒賞の授与

褒賞授与式は、令和4年11月19日(土)に開催する第76回全国お茶まつり京都大会式典において行う。

VIII 第76回全国茶品評会優勝旗授与及び保管要領

- 1 優勝旗は、普通煎茶10kg、普通煎茶4kg、深蒸し煎茶、かぶせ茶、玉露、てん茶、蒸し製玉緑茶及び釜炒り茶を対象とし、茶種ごとの出品茶の審査成績が最優秀な市町村に授与する。
- 2 前項の最優秀市町村は、茶種ごとに同一市町村から3点以上の出品があり、審査成績の上位3点(ただし、褒賞対象のものに限る。)の合計審査得点をもって決定し、最高得点を得た市町村とする。
なお、同点市町村が複数の場合は、次により決定する。
 - (1) 一等入賞茶が1点の場合は、当該市町村を最高点とする。
 - (2) 一等入賞茶が2点の場合は、一等一席の市町村を最高点とする。
 - (3) 一等入賞茶が3点で、その出品が3市町村の場合は、一等一席の市町村を最高点とし、その出品が2市町村の場合は、一等2点を得た市町村を最高点とする。
 - (4) 一等入賞茶が4点以上の場合は、一等一席に100点満点の3分の1を配当し、残余3分の2を残る一等入賞茶に均等配分し、市町村の得点を集計して最高点を決定する。
同点の場合は、最高位入賞茶を得た市町村とする。
- 3 優勝旗を授与された市町村は、次回の全国茶品評会が開催されるまでの期間、善良な管理者の注意をもって優勝旗を保管する。
- 4 前年度に優勝した市町村に記念品を贈る。
- 5 優勝旗は、全国茶生産団体連合会に帰属する。
- 6 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

IX 第76回全国茶品評会出品茶入札販売要領

1 趣 旨

第76回全国茶品評会出品茶(以下「出品茶」という。)の公正かつ円滑な販売を行うため、出品茶すべてについて、入札販売に付する出品茶入札販売会(以下「入札会」という。)を開催することとする。

入札会の運営は、すべてこの要領により実施する。

2 開催日時及び場所

入札会は、第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会(以下「実行委員会」という。)の統括のもとに行い、実施の日時及び場所は次のとおりとする。

- (1) 日 時 令和4年9月13日(火) (予備日)9月14日(水)
午前10時～(なお、受付は9時30分～)
- (2) 入札時間 10:00～12:30 関西地区(三重・愛知含む)、九州地区
12:30～15:00 関東・東海地区
- (3) 場 所 JA全農京都 宇治茶流通センター
〒610-0121 京都府城陽市寺田塚本 111-5 TEL: 0774-52-0095

3 入札会参加資格

- (1) 出品茶を入札しようとする者は、全国茶商工業協同組合連合会、全国茶生産団体連合会、各都府県(以下「各都府県等」という。)のいずれかから推薦され、実行委員会委員長が適当と認めた者とする。
- (2) 原則、第76回全国茶品評会出品者及び同審査員並びに過去の全国茶品評会入札販売会において入札参加資格を喪失した者は参加することができない。

4 入札会参加手続き

- (1) 出品茶を入札しようとする者は、各都府県等の指定する期日までに別記様式1号の入札参加申込書兼誓約書に署名、捺印のうえ各都府県等に提出しなければならない。
- (2) 各都府県等は、前記の入札参加申込書兼誓約書を取りまとめのうえ、別記様式2号を添付して、令和4年8月10日(水)までに実行委員会委員長あてに推薦する。
- (3) 実行委員会委員長は、上記手続きを完了した者に対し、各都府県等を経由して入札会の入場券を交付する。

5 入札販売方法

- (1) 出品者及び入札者は、実行委員会に対し条件を付することはできない。
- (2) 入札に付す茶の明細は、実行委員会で作成した資料によるものとし、見本茶は入札会場に展示する。
- (3) 入札単価は、出品容器込み出品茶1kgあたりの価格(税抜き価格)とする。
- (4) 入札は、入札者が所定の入札書に実行委員会が指定した入札番号、別記様式1により申し込んだ法人名(又は屋号、個人名)及び入札単価を明記し、所定の入札箱に投函あるいは簡易書留にて郵送(入札会前日までに開催会場に必着のこと)するものとする。期日までに簡易書留にて到着した入札書は、実行委員会が所定の入札箱に投函する。
なお、所定の入札箱に誤った入札番号の入札書が投函された場合、その入札書は無効とする。

- (5) 所定時刻後の入札及び入札の取消は認めない。
ただし、同一茶について所定時間内に再度の高値入札をすることは妨げず、その場合は高値札を有効とする。
- (6) 落札は、実行委員会の販売予定価格以上の最高入札価格をもって決定する。
なお、販売予定価格に達しない出品茶については、実行委員会において別途販売の斡旋をすることができる。
- (7) 落札に該当する最高入札価格が複数の場合は、実行委員会が抽選を行い、落札者を決定する。
- (8) 落札者は、落札を辞退又は拒否することができない。
- (9) 入札締め切り後、異議の申し立てはできない。

6 売買の成立

実行委員会は、投函締め切り後速やかに入札書の開封を行い、入札者に落札結果を公開し、この公開をもって売買の成立とする。

7 売買契約の締結

実行委員会は、落札結果発表後、落札者に対し、速やかに「茶販売通知書兼落札茶代金請求書」(以下「請求書」という。)を発行し、これをもって売買契約の締結とする。

8 落札金額

落札価格(税抜き価格)に販売量目を乗じた額を落札金額とする。
ただし、1円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

9 入札販売手数料

落札茶1点につき落札金額に4.0%を乗じた額を入札販売手数料とし、落札者から徴収する。ただし、1円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

10 取扱手数料

落札茶1点につき落札金額に4.0%を乗じた額を落札茶の出品者から徴収する。
ただし、1円未満の額が生じた場合はその額を切り捨てる。

11 落札茶代金

落札茶代金(以下「茶代金」という。)は、落札金額(落札単価×販売量目)に入札販売手数料(落札金額の4.0%)及び消費税法で定められた消費税の相当額(落札金額の8.0%)を加えた金額とする。

12 茶代金の決済

落札者は、実行委員会の発行する請求書に明記された納入期限までに茶代金を実行委員会の指定する金融機関に振り込むものとする。

なお、振込に要する手数料は、落札者の負担とする。

13 落札者の違反事項等に関する処分

(1) 落札者が、茶代金を所定の納入期限までに完納せず、又はこの要領で定めた事項を遵守しない場合は、当該売買契約を解除するとともに次の処分を行う。

ア 違反者の公表

イ 次回からの全国茶品評会入札販売会参加資格の剥奪

(2) 前項の規定により売買契約を解除された出品茶については、実行委員会において販売に関して適当な処置をとることができる。

14 出品茶の保管場所

出品茶は、「第76回全国茶品評会開催要領」の12により、各都府県等がそれぞれ指定の場所に一括保管する。

15 落札茶の受渡し

(1) 実行委員会は、落札者に係る茶代金の完納を確認した場合は、落札茶を保管している各都府県等にその旨を通知するものとする。

(2) 各都府県等は、実行委員会から前項の通知があったときは、速やかに落札茶を指示された落札者に送付するものとする。

ただし、各都府県等は落札者から直接受領したい旨の申し出を受けた場合は、引取りを認めることができる。

(3) 各都府県等は、送付に際して最善の方法により責任をもって送付する。

ただし、不可抗力による損害については、その責を負わない。

(4) 落札茶にかかる送付及び引取りに要する運賃等の経費はすべて落札者の負担とする。

16 出品者への販売代金の精算

出品者への販売代金の精算は、落札金額(落札単価×販売量目)に消費税法で定められた消費税の相当額(8.0%)を加えた金額から落札金額(落札単価×販売量目)に取扱手数料(4.0%)を乗じた額を差し引いた金額を、所定の整理が完了次第、速やかに各都府県等を經由して出品者に支払う。

17 その他

(1) 農林水産大臣賞受賞茶の落札者及び最多額落札者に対し、第76回全国お茶まつり京都大会会長から感謝状を贈呈する。

(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会委員長が別に定める。

別 記 実行委員会委員長の指定する金融機関

金融機関名	京都府信用農業協同組合連合会	本店 (機関コード 3026、店番 001)
口座番号	普通	0008254
口座名	第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会	事務局長 北村敏朗

(別記 様式1号)

入札参加申込書兼誓約書

第76回全国茶品評会出品茶入札販売会への入札参加を申し込みます。
なお、入札販売会の入札については、「第76回全国茶品評会出品茶入札販売要領」を遵守し、かつ誠実に履行することを誓約します。

第76回全国お茶まつり京都大会実行委員会委員長 様

令和4年 月 日

住 所	(ふりがな)	
	〒	
法人名・屋号 又は個人名	(ふりがな)	
代 表 者 名 役 職 名 氏 名	(ふりがな)	
	(印)	
	TEL :	FAX :
入札参加人数	人	

〒
落 札 茶
送 付 住 所

T E L :

F A X :

受 取 人 名

記入上の注意

- ① 用紙は、この用紙をコピーして使用して下さい。
- ② 記入は、楷書でわかりやすく書いて下さい。
- ③ この用紙は、あなたが住んでいる都府県の取りまとめ先(または、あなたの所属する茶業団体の取りまとめ先)に提出して下さい。
- ④ 入札参加者数は、補助員を含めた人数を記入して下さい。

*** * 入札目的外の参加はお断りする場合があります * ***

X 第 39 回全国茶生産青年の集い開催要領

1 趣 旨

我が国茶業の将来にとって、茶生産青年の果たす役割は極めて重要であり、茶業振興を図る上で茶業青年に対する期待は大きく、かつ、その責任は重い。

このため、全国の茶業青年が一堂に会し、茶鑑定審査技術や経営課題解決能力の向上を図り、併せて茶業青年同士が交流を深め、相互研鑽と仲間づくりにより視野を広め、茶業の健全な発展に寄与する。

2 名 称

第 39 回全国茶生産青年の集い

3 主 催

全国茶生産青年団

4 後 援

農林水産省、公益社団法人日本茶業中央会、全国茶生産団体連合会、
第 76 回全国お茶まつり京都大会

5 期 日

令和 4 年 11 月 18 日（金）～19 日（土）

6 開催地

京都府

7 事 業

- (1) 第 39 回全国茶生産青年茶審査技術競技会
- (2) 茶業青年の夕べ

8 農林水産祭への参加

事業のうち、第 39 回全国茶生産青年茶審査技術競技会は、第 62 回農林水産祭参加行事の申請をする。

9 行事及び日程

月 日	行 事 内 容		時 間	会 場
11月18日(金)	茶審査技術 競技会	受付 開会式 競 技	12:00～12:30 12:30～13:00 13:00～16:00	宇治茶会館 京都府宇治市宇治折居25番地2 TEL : 0774-23-7713
	茶業青年 の夕べ	受付 交流会	18:30～19:00 19:00～21:00	都ホテル京都八条 京都市南区西九条院町17 TEL : 075-661-7111
11月19日(土)	褒賞授与式	褒賞授与	未定	宇治市文化センター 京都府宇治市折居台1丁目1 TEL : 0774-39-9333

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

XI 第39回全国茶生産青年の集い運営規程

1 趣 旨

第39回全国茶生産青年の集い運営については、この規程によるものとする。

2 役 員

- (1) 本行事の円滑な運営を図るため、第39回全国茶生産青年の集い実行委員会を設け、会長1名、副会長2名、委員若干名を置く。
- (2) 会長は、全国茶生産青年団団長があたり、本行事を総括する。
- (3) 副会長は、全国茶生産青年団副団長があたり、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (4) 委員は、全国茶生産青年役員が就任し、本行事の運営を行う。

3 事務局

- (1) 本行事を円滑に遂行するため事務局を設置し、事務を処理する。
- (2) 事務局は、京都府農林水産部農産課に置く。
(〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 TEL:075-414-4945)

4 経 費

本行事にかかる経費は、負担金、協賛金、助成金をもって充てる。

5 参加対象

本行事の参加者は、茶業に従事している茶生産青年とする。

6 参加期待人数

参加期待人数は、別表のとおりとする。

7 参加申込み

本行事への参加者は、別記様式により各府県茶生産青年会等により、一括とりまとめのうえ、電子データ（エクセルファイル）にて令和4年10月1日（土）までに事務局へ申し込むものとする。

【メールアドレス】 nosan@pref.kyoto.lg.jp

8 参加負担金

参加負担金は、各府県茶生産青年会等が一括とりまとめて、7の参加申込みと同時に、次の金融機関口座に払い込むものとする。

【金融口座】

金融機関名 京都丹の国農業協同組合 豊里支店

口座番号 (普) 0026639

口座名 全国茶生産青年団 団長 吉岡大治朗

9 その他

この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

府県別参加期待人数

府 県 名	茶審査技術 競技会	青年の夕べ
茨 城 県	5 (1)	6
埼 玉 県	1 0 (2)	2 0
静 岡 県	1 0 (2)	1 2
愛 知 県	1 0 (2)	2 0
三 重 県	1 0 (2)	2 0
滋 賀 県	5 (1)	1 0
京 都 府	1 0 (2)	2 0
奈 良 県	5 (1)	7
福 岡 県	5 (1)	1 0
佐 賀 県	5 (1)	1 0
長 崎 県	5 (1)	6
熊 本 県	0 (0)	1
大 分 県	0 (0)	1
宮 崎 県	5 (1)	7
鹿 児 島 県	1 0 (2)	1 5
合 計	9 5 (1 9)	1 6 5

注：()内はチーム数を示す。

X II 第 39 回全国茶生産青年茶審査技術競技会開催要領

1 趣 旨

この競技会は、茶の品質を鑑定する技術を養成し、茶の品質向上に資することを目的とする。

2 開催日時及び場所

- (1) 日 時 令和 4 年 11 月 18 日 (金) 12 時 30 分～16 時
- (2) 場 所 宇治茶会館
京都府宇治市宇治折居25番地2
TEL : :0774-23-7713

3 出場資格及び定数

- (1) この競技の出場資格は各府県茶生産青年団等から推薦された所属団員とする。
- (2) この競技は、個人及び団体別の競技とし、団体競技については選手 5 名を 1 チームとする。

4 審 判

競技会に審判長及び審判員をおき、全国茶生産青年団団長が委嘱する。

5 競技区分

競技会は、次の審査方法によるものとする。

- (1) 第 1 審査 外観による生産府県別判定競技 (15 府県のうち 10 府県)
- (2) 第 2 審査 煎出液による生産府県別判定競技 (15 府県のうち 10 府県)
- (3) 第 3 審査 煎出液による品種別判定競技 (7 種のうち 5 種)

6 試料茶

- (1) 第 1 審査及び第 2 審査に供する試料茶は、令和 4 年度の一番茶で 1 kg 5,000 円程度の普通煎茶 (やぶきた種の荒茶) とし、次の 15 府県から無償提供されたものを使用する。

提供府県：茨城県、埼玉県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、
福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

- (2) 試料茶の量目は 6.0kg とし、100g 詰め 60 本に仕分け、府県名を表示するとともに、練習用試料茶送付先住所等を記入した連絡文書を同封し、下記宛に令和 4 年 6 月 25 日 (土) までに送付するものとする。

<送付先> 〒619-1421

京都府相楽郡南山城村田山上出 3 番地

全国茶生産青年団 団長 吉岡大治朗 宛

TEL・FAX : 0743-94-0762

- (3) 第 3 審査は、京都府で製造した試料茶を用いる。

品種名：やぶきた、おくみどり、さみどり、鳳春、さえみどり、ごこう、あさのか

- (4) 団長は、15 府県が提供した産地別の試料茶（第 1・2 審査練習用）を 1 チーム参加府県には 2 本、2 チーム参加府県には 3 本ずつ、京都府で製造した上記品種別の試料茶（第 3 審査練習用）各 1 本ずつを 1 セットとし、令和 4 年 7 月 30 日（土）までに送付する。

7 競技方法

- (1) 解答方法
解答は所定の解答用紙に専用のシールを用いて行うこととする。
- (2) 予備審査
競技者は、第 1 審査に先立ち、15 種の試料茶をそれぞれ 30 秒間拝見し、予備審査を行う。
- (3) 第 1 審査（外観による生産府県別判定競技）
ア 10 種の試料茶を 5 種ずつ 2 ブロックに分け、競技を行う（各ブロックの 5 種は生産府県名を審査直前に掲示して発表する）。
イ 1 点の審査時間は拝見 30 秒、解答 30 秒とし、その生産地を判定する。
- (4) 第 2 審査（煎出液による生産府県別判定競技）
ア 第 1 審査のブロックごとに、1 ブロックにつき 2 回ずつ計 4 回の審査を行い、その生産地を判定する。
イ 1 回の審査につき、5 煎 5 種を服用するが、各ブロックの 2 回目の 5 煎目については省略するものとする。
ウ 煎出方法は、茶量 10g、浸出時間 90 秒間、湯量 300ml とする。
エ 1 点の審査時間は、服用 30 秒、解答 30 秒とする。
- (5) 第 3 審査（煎出液による品種別判定競技）
ア 審査直前に、使用する 5 種の品種名を掲示する。
イ 5 種の試料茶を、それぞれ 2 回服用し、品種を判定する。
ウ 1 回の審査につき、5 煎 5 種を服用するが、各ブロックの 2 回目の 5 煎目については省略するものとする。
エ 煎出方法は、第 2 審査と同様とする。
オ 1 点の審査時間は、第 2 審査と同様とする。

8 競技規則

- (1) 第 1 審査から第 3 審査において、無解答があった場合の得点は、零点とする。
なお、シールの貼り間違いがあった場合も同様とする。
- (2) 2 解答以上まとめて解答した場合は、失格とする。
- (3) メモ類、写真及び電子画像、図面などの資料一切は、競技会場への持ち込みを禁止する。
- (4) 選手は、他の選手の援助又は妨害となる行為及び審判員に質問する以外の発言をしてはならない。
- (5) 補助者等は、選手の援助又は妨害となる行為をしてはならない。
- (6) 審判長は、選手が不正な行為、その他本要領に違反する行為をしたときは、選手の得点の減点又は失格の処置をすることができる。

9 得点及び配点並びに順位の設定

- (1) 得点は40点満点とし、配点は第1審査を10点、第2審査を20点、第3審査を10点とする。
- (2) 個人順位の設定は、次のとおりとする。
ただし、同点者の順位設定は次のBからHの順位で決定する。
 - A 総得点の高いもの。
 - B 全審査項目の各得点中、満点の多いもの
 - C 全審査項目の各得点中、零点の少ないもの
 - D 第2審査の合計得点の高いもの
 - E 第3審査の合計得点の高いもの
 - F 全審査項目の各得点中、1点の少ないもの
 - G 第2審査の得点中、5点の多いもの
 - H AからGの方法により順位の設定ができない場合は、生年月日の遅い選手を高位とし、それぞれ順位を設定する。
- (3) 団体順位の設定は、各チーム選手5名の得点を合計し、前項A～Gの規定により決定する。ただし、この方法で決まらない場合は、各団体の選手中、個人順位の高い者の順位で決定する。

10 表彰

- (1) 競技の結果に基づき、個人は10位以内、団体は3位以内を表彰する。
- (2) 表彰については、別に表彰要領を定める。

11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

XIII 第39回全国茶生産青年茶審査技術競技会表彰要領

1 趣 旨

第39回全国茶生産青年茶審査技術競技会の表彰については、第39回全国茶生産青年茶審査技術競技会開催要領によるほか、この要領によるものとする。

2 表 彰

- (1) 競技の結果に基づき、個人は10位以内、団体は3位以内を表彰する。
- (2) 成績優秀な出場者に対して、農林水産大臣賞、農林水産省農産局長賞、公益社団法人日本茶業中央会会長賞及び全国茶生産団体連合会会長賞の交付を申請する。
- (3) 成績優秀な個人に対し、段位を認定授与する。
- (4) 成績優秀な団体に対し、全国茶生産青年団団長より優勝旗を授与する。

3 優勝旗の保管

優勝旗を授与された団体は、次回に開催される競技会までの間、善良な管理者の責任において保管する。

4 優勝旗の帰属

優勝旗は、全国茶生産青年団に帰属する。

5 記念品の贈呈

全国茶生産青年団団長は、前回の優勝団体に記念品を贈る。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

XIV 全国茶生産青年茶審査技術競技会段位認定規約

1 趣 旨

日本茶業の振興・発展に資するため、全国茶生産青年団が主催する全国茶生産青年茶審査技術競技会において、茶の生産及び加工に携わる茶業者として茶の審査技術及び判定能力が特に優秀と認められた者に対し、次に定める段位認定基準により段位を認定授与するものとする。

2 段位認定基準

全国茶生産青年団が主催する全国茶生産青年茶審査技術競技会において、総合計得点により次の認定基準に達した者に対して、全国茶生産青年団団長の認定のもと、全国茶生産団体連合会会長及び公益社団法人日本茶業中央会会長に申請し、段位の認定書を授与する。

初段位	50%以上の正解者
二段位	55%以上の正解者または初段位資格者が50%以上の正解の時
三段位	60%以上の正解者または二段位資格者が55%以上の正解の時
四段位	65%以上の正解者または三段位資格者が60%以上の正解の時
五段位	70%以上の正解者または四段位資格者が65%以上の正解の時
六段位	75%以上の正解者または五段位資格者が70%以上の正解の時
七段位	六段位資格者が80%以上の正解の時
八段位	七段位資格者が80%以上の正解の時
九段位	八段位資格者が80%以上の正解の時
十段位	九段位資格者が80%以上の正解の時